



◆実践コラム◆

『正しい相談相手を選びましょう』

尾川 充広 (銀行融資プランナー協会 財務アドバイザー)

◆お役立ち情報◆

『「雇用促進税制」について』

今西 章 (社労士 銀行融資プランナー協会 財務アドバイザー)

◆実践コラム◆
正しい相談相手を選びましょう

尾川 充広

ある独立開業者の方Aさん(顧問先ではなく事後の相談であったため、対処の方法はありませんでした。)から、自己破産を申請したとの連絡がありました。飲食店を開業してからわずか6か月のことです。口座から日々減少していくお金を見ながら、大変不安な日々を過ごしたことでしよう。本当に気の毒だと思います。

自己破産に至った原因を聞くと「予想通りに売上があがらなかったから」とのことです。苦しい創業時期を乗り越えた経験のある先輩の社長様方からすれば、そんなことは当たり前だと思ってしまう。予想通りに売上があがらずに焦っているとき、「これが普通だよ」と声をかけてくれる先輩の社長様が身近にいたら、結果は違っていたかもしれない。壁にぶつかっていた時には、同じ様な境遇を乗り越えた経験のある方を、相談相手に持ちたいものです。

相談相手を選ぶときには、相手が相談内容に精通しているかどうか、また、相手がどのような立場に立っているかを見極めなくてはなりません。相談する相手を間違っているケースが良く見受けられます。

- ・ 法律の相談を税理士にしている。
- ・ 経営の相談を弁護士にしている。
- ・ 人事の相談を飲み屋のママにしている。

… E t c

Aさんも「弁護士さんに相談したら自己破産が最善だと言われて」と言っておられました。お分りかたと思いますが、弁護士さんは弁護士の立場で話をしているのであり、経営者の立場で解決方法を提示している訳ではありません。経営を継続できるか否かを相談する相手としては間違った選択です。

Aさんが弁護士さんに相談したのは借入れの事が心配だったという理由です。確かに、この様な状況下において、経営者の立場での確かな金融機関対応を指南できるスペシャリストは多くありません。Aさんもインターネットを情報の拠り所としており、間違った情報に不安をおおられていたようです。

金融機関対応については、本当に多くの誤った情報が出回っています。事業が上手くいっていない時でも、きちんと誠意を持って対応すれば、金融機関は決して怖くありません。私たち銀行融資プランナーは、日々金融機関対応の研鑽を積んでおり、Aさんに対しても、事業を継続できる何らかの選択肢を用意できたのでは、という思いがあります。

銀行融資プランナーは、金融機関対応に多くの経験と知識を有したスペシャリストです。是非ご活用ください。

◆お役立ち情報◆
「雇用促進税制」について

今西 章

雇用促進税制の適用期限が2年間延長されています。制度の概要から見ておきましょう。

【概要】

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間(個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの各年)に始まる事業年度中において、雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした場合に、法人税(個人事業主の場合は所得税)の税額控除の適用が受けられるというものです。

※税制の適用を受けるためには、あらかじめ八〇〇ワークに雇用促進計画を提出しておく必要があります。

【税額控除額】

当期の法人税額の10%(中小企業は20%)を限度として、増加雇用者数1人当たり40万円の税額控除が受けられます。

【要件】

- 対象となる事業主の主な要件は、
- (1) 青色申告書を提出する事業主に、適用となる年度と前事業年度に、事業主都合による離職者がいない事業主
 - (2) 適用となる年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業は2人以上)、かつ10%以上増加させた事業主

【重要ポイント】

何よりも一番重要なポイントは、事業年度開始後2カ月以内に本社・本店を管轄する八〇〇ワークに雇用促進計画を提出することです。平成26年3月31日に決算を終えた会社の場合、平成26年5月中旬に雇用促進計画を作成して提出しておかなければこの制度を利用できません。雇用を増やす予定があり、まだ計画書を提出していない方はお急ぎください。また、雇用促進計画は提出してはなかったが、雇用が増える、あるいは給与支給総額が増えるという方は、所得拡大促進税制を利用できるかも知れません。お気軽にご相談ください。

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

銀行融資プランナー協会マガジン

- 本情報の信頼性の向上には最善を尽くしていますが、その正確性を保証するものではありません。
- 銀行対応に関するご相談、税制・補助金・助成金に関するご相談は、銀行融資プランナー協会正会員事務所にて承っております。お気軽にご相談ください。
- コラムに関するご意見、ご感想、経営に関するご相談などございましたら、下記までお問合せください。

一般社団法人銀行融資プランナー協会事務局

大阪市中央区船場中央1-4-3-221・222号 (GPC-Tax本部内)

TEL : 06-6260-0022

MAIL : info@good-tax.jp

URL : http://www.bankfinancial-planner.com/